ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表 令和４年９月15日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長　嘉手納　尚 賃金室長　梅　澤　栄 電話：098-868-3421

中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上等の環境整備のための支援策パッケージを作成しました。

『　沖縄県版支援策パッケージ　』を是非ご活用ください！～

沖縄労働局（局長　西川　昌登（まさと））は、中小企業・小規模事業者が最低賃金（令和４年10 月６日(木)より時間額 853 円）を引き上げやすい環境整備をしていくため、令和４年８月 26 日に県、内閣府沖縄総合事務局、県内国家機関、市町村に対して、これに対する協力要請を実施しました。

今般、県や内閣府沖縄総合事務局と連携し、「沖縄県版支援策パッケージ（別添１パンフレット）」を作成しましたので、公表します。

今後、労使団体や各種関係機関、学校関係など広く最低賃金改定額の周知を行うことと併せて、支援策の周知、利活用を進めていくこととしています。

【別添１】　「沖縄県版支援策パッケージパンフレット」

【別添1-1】　業務改善助成金（通常コース）のご案内「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します。

【別添1-2】　業務改善助成金（特例コース）のご案内　対象期間延長とともに「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました。

別添1

中小企業･小規模事業者の皆様

最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策

～ 今すぐチェック！　ぜひご利用ください！ ～

(令和４年度沖縄県最低賃金が、令和４年10月６日(木)から時間額　８５３円が適用されます。※新聞業を除く)

Ⅰ．最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

1.業務改善助成金

（通常コース）

① この制度は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様にその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

② **9月1日から制度の拡充を行いました。**

- 原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

詳しくは下記ＱＲコードをご覧ください。

事業内最低賃金引き上げ ＋ 設備投資等（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練） → 費用の一部を助成

（特例コース）

「特例コース」は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30％以上減少した中小事業者等を支援する助成金です。

9月1日から対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5％ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの**拡充を行いました**。

詳しくは、下記ＱＲコードをご覧ください。

業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPでご確認ください

⇒＜コールセンター＞　【電話番号】0120-366-440　8:30～17:15（平日のみ）

⇒＜厚生労働省HP＞

業務改善助成金　検索

沖縄労働局のホームページ

2.中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

【最低賃金枠】

①最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象に、補助率を引き上げて支援します。最大1,500万円の補助金が受けられます。

②最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなります。（中小企業3/4(通常枠2/3)、中堅企業2/3(通常枠1/2)）

【大規模賃金引上枠】

多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象とした支援策です。

・補助対象者：従業員数101人以上の中小企業・中堅企業

・補助金額：8,000万円超～1億円

・補助率：中小企業：2/3（6,000万円超は1/2）、中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）

第7回公募は7月1日開始、**締切りは9月30日(金)**です。

詳しくはコールセンター又は補助金事務局ＨＰでご確認ください。
その他の各種枠組みもあります。

⇒コールセンター　9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>0570-012-088　<IP電話用>03-4216-4080

⇒<補助金事務局ＨＰ>https://jigyou-saikouchiku.go.jp/

【経済産業省/中小企業庁】

3.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、補助率を2/3に引き上げ(通常枠は1/2)で支援します。

ものづくり補助金HP

・補助金額: 従業員数規模(「5人以下」、「6人～20人」、「21人以上」)で設定、

・補助率:2／3(通常枠は1／2)　最大 1. 250万円

詳しくは下記又はＨＰでご確認ください。

⇒ものづくり補助金事務局サポートセンター　050-8880-4053　10:00～17:00(土日祝日を除く)

⇒<補助金ＨＰ>https://portal.monodukuri-hojo.jp/

【経済産業省】

4.小規模事業者持続化補助金

【賃金引き上げ枠】

賃金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施します。

・補助上限：200万円

・補　助　率：2／3（赤字事業者は3／4に引上げ）

※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに優先採択のための加点を実施します。

詳しくは下記又はＨＰでご確認ください。

【商工会地区】https://www.shokokai.or.jp/jizokuka r1h/　※事業場所在地の各商工会へ

【商工会議所地区】https://r3.jizokukahojokin.info/　＜補助金事務局＞03－6632－1502

【チラシ】https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf

Ⅱ．コロナ禍や原材料高騰等に対応する支援策

1.中小企業セーフティネット資金（コロナ禍における原油・原材料高騰）

支援の概要
原油・原材料高騰の影響により「中小企業セーフティネット資金」の申込みを行い、かつ、令和４年６月21日から同年12月31日までに融資実行された場合、信用保証料の事業者負担がゼロとなります。

詳しくは、下記金融機関またはHPをご確認ください。

各取扱金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）

⇒＜HP＞ 沖縄県 https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/r04_korona_genyu.html

2.中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業補助金

支援の概要

原油価格及び物価高騰の影響に直面する県内事業者の省エネルギー化に資する設備の更新に要する経費の一部を補助します。

※公募期間　R4.9.30まで

詳しくは下記又はＨＰでご確認ください。

⇒沖縄県商工労働部中小企業支援課（098-866-2343）

⇒＜HP＞ 沖縄県　https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/r4hoseisyouene.htm

3.沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業(予定)

支援の概要

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者に対して、燃料の使用量に応じた高騰分に対する補助金を給付し、運行継続を支援します。

※対象事業者

・路線バス事業者　・法人・個人・福祉タクシー事業者　・離島航路事業者　・貨物自動車運送事業者

≪問合せ先≫ 沖縄県企画部交通政策課098-866-2045　※HP公開次第、URL等情報提供予定

Ⅲ. 認証制度、相談支援等

1.沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

①認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。

②認証企業は制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。

③認証企業に対して奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は下記またはHPでご確認ください

⇒沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課　098-894-2030

⇒＜HP＞

https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/marketing/ninshoseido/index.html

2.沖縄働き方改革推進支援センター

●社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料で対応します。

●企業への訪問相談サービスも行っています。

●相談対応例 ・賃金引き上げの環境整備　・人材確保・人材育成　・同一労働同一賃金　等々

詳しくは下記またはHPでご確認ください。

〈連絡先〉 0120-420-780　9:00～17:00　※年末年始を除く。

〈HP〉 jsite.mhlw.go.jp　メールアドレス　okinawa@task-work.com

【沖縄労働局委託事業】（委託先：株式会社タスクールPlus）

3.中小企業総合支援事業

支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧　・窓口相談　・専門家派遣　・課題解決支援　・離島支援

・販路開拓・取引マッチング　・情報提供

詳細は下記またはHPでご確認ください。

⇒沖縄産業振興公社（中小企業支援センター：098-859-6237）

⇒＜HP＞　https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html

別添1-1

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金引き上げ ＋ **設備投資等**（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練） → **費用の一部を助成**

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1．原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ３%ポイント以上低下**した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前３か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅　：「30%」→**「15%」** ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→**「3年前まで」**
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数**10人以上の助成上限額区分**を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→**「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」**

2．最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９００円以上	3/4	4/5
９００円未満	4/5	9/10

→

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９２０円以上	3/4	4/5
８７０円以上９２０円未満	**4/5**	**9/10**
８７０円未満	**9/10**	

事業場内最低賃金920円未満の事業場も**賃金引き上げ労働者数10人以上**の助成上限額区分を利用できます。

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者１人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → **審査・交付決定** → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → **審査** → **支給**

各コースの概要

※申請期限：令和５年１月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
３０円コース	30円以上	１人	３０万円	以下の要件を両方満たす事業場 • 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 • 事業場規模100人以下
		２～３人	５０万円	
		４～６人	７０万円	
		７人以上	１００万円	
		10人以上※	１２０万円	
４５円コース	45円以上	１人	４５万円	
		２～３人	７０万円	
		４～６人	１００万円	
		７人以上	１５０万円	
		10人以上※	１８０万円	
６０円コース	60円以上	１人	６０万円	
		２～３人	９０万円	
		４～６人	１５０万円	
		７人以上	２３０万円	
		10人以上※	３００万円	
９０円コース	90円以上	１人	９０万円	
		２～３人	１５０万円	
		４～６人	２７０万円	
		７人以上	４５０万円	
		10人以上※	６００万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１月の利益率が３%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和５（2023）年３月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：０１２０-３６６-４４０（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金　検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R4.9.1）

別添1-2

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに
「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が５%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1．申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申請期限	令和４年７月29日まで	**令和５年１月31日まで**
賃上げ対象期間	令和３年7月16日から 令和３年12月31日まで	令和３年７月16日から **令和４年12月31日まで**

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2．対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ５%ポイント以上低下**した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和３年４月から令和４年12月のうち、任意の１か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和３年４月から［令和３年12月まで］ 見直し後：令和３年４月から**［令和４年12月まで］** ※比較対象期間を２年前まで→**３年前まで**に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、**事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】**に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - ・比較する売上高等の生産指標：令和３年４月～令和４年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・比較対象期間：前年、前々年または３年前の同期
  - **② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和３年４月から令和４年12月のうち任意の１月における利益率が５%ポイント以上低下した事業者**
- 令和３年７月16日から令和４年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
  引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
  就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
  生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	**最大100万円**　※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	**事業場内最低賃金により異なります。** **920円未満：4／5** **920円以上：3／4**

助成対象

A　生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、**乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車**なども対象（**自動車は乗車定員11人以上から拡充**）
B　業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する
・提出先：事業場所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)
・締め切り：令和5(2023)年1月31日(火)
申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

↓ 審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

↓

労働局に事業実施結果を報告

↓ 審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

↓

支給

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫

助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金　検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R4.9.1）